

「大分県政務調査費の交付に関する条例の一部改正(案)」に対する県民意見の募集結果について

平成25年2月13日

県議会では、平成24年12月17日から平成25年1月16日までの間、「大分県政務調査費の交付に関する条例の一部改正(案)」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、「新政策構築協議会」で条例の一部改正作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する県議会の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、1団体1個人の方から延べ8件のご意見を頂きました。ご協力ありがとうございました。

番号	項目	ご意見の概要	県議会の考え方
1	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の法改正は、国会で「公開の場で、議論をして条例改正する」ことを求めている。</li> <li>そのため、条例改正については、パブリックコメントで済ますのではなく、県議会の審議過程を透明化し、条例改正を行ってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントは県民の方々の声を幅広く聴き、その意見等を参考にして意思決定を行うための有効な手段と考えています。今回は条例改正案を公表し、パブリックコメントを行っていますので、ご意見を踏まえて、最終案を作成します。</li> </ul>
2	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の法改正では、「使途の透明性の確保」が求められている。</li> <li>現在、領収書や会計帳簿、視察報告書は公開対象とされているが、今後は政務調査補助職員の氏名等、さらなる情報の公開を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回、政務調査費の交付に関する条例の一部改正(案)の第12条に透明性の確保に関する条文を新設しており、今後は一層の情報公開を検討していきます。</li> </ul>
3	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例改正案は、大分県議会としての独自性は、まったくないに等しい。</li> <li>政務調査費交付条例の改正を拙速に行なうのではなく、十分に時間をかけて厳正な検討を重ねるよう求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の条例改正については、改正地方自治法の施行に向けて、全国でも数少ないパブリックコメントを行いながら、条例改正の検討をしています。</li> </ul>
4	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務費(事務所費・人件費)は、受け取り先が身内・関係者など、もつてのほかであり、原則として議員報酬から支払うものとすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費は議員の調査研究のための経費であり、議員報酬とは、別なものです。</li> </ul>
5	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>予め全額支給し、返却させるのではなく、個別の活動毎に実績報告に基づき精算をする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会派へは毎月支給していますが、執行方法は各会派で様々です。</li> <li>実績報告に基づき適正な執行をしています。</li> </ul>
6	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費の審査を県が公募した委員により実施させ、審査過程をオープンにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査を公募委員に任せることは、現在のところ考えておりません。</li> <li>なお、使途については、誰でも閲覧出来るようにしています。</li> </ul>
7	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費が第二給料化している現状を、何らかの「仕組み」で変える必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費は議員の調査研究のための経費であり、議員報酬とは、別なものです。</li> <li>なお、使途については、誰でも閲覧出来るようにしています。</li> </ul>
8	第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員活動の位置付け等、具体的例示が必要であり、条例(案)の別表では役に立たないとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細な具体的例示については、条例改正と併せて「使途基準マニュアル」を一部改正する予定です。</li> </ul>

大分県議会事務局 政策調査課

電話 097-506-5032

電子メール a21000@pref.oita.lg.jp